茨城県後期高齢者医療広域連合職員定数条例

平成19年1月24日

条例第５号

改正　令和７年２月21日　条例第３号

（職員の定義）

第１条　この条例で「職員」とは、広域連合長、議会、選挙管理委員会、監査委員及び公平委員会の事務部局に常時勤務する一般職の職員（臨時的に任用される者を除く。）をいう。

（定数）

第２条　職員の定数は、次のとおりとする。

(1) 広域連合長の事務部局の職員　35人

(2) 議会の事務部局の職員　２人

(3) 選挙管理委員会の事務部局の職員　２人

(4) 監査委員の事務部局の職員　２人

(5) 公平委員会の事務部局の職員　２人

２　前項第２号から第５号までに規定する職員は、同項第１号の職員をもって充てる。

（定数の配分）

第３条　前条第１項に規定する職員定数の当該事務部局内の配分は、それぞれ任命権者の定めるところによる。

（定数外）

第４条　休職中の職員は、第２条第１項の規定による定数外とする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和７年条例第３号）

この条例は、令和７年４月１日から施行する。